

会計・開示ダイジェスト

会計及び開示を巡る動向 2025年1月号

No.25-02

有限責任 あずさ監査法人



会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）

今月、特にお知らせする事項はありません。

2. 東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

3. 金融庁

【改正】

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（政策保有株式の開示関係）

2025年1月31日、金融庁は、政策保有株式の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。

本改正によって、当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式（当事業年度末において保有しているものに限る）について開示すべき項目が定められるとともに、従前のパブリックコメントの回答内容等を踏まえ、「純投資目的」の考え方（定義）が開示ガイドラインで明示されました。

本改正に係る内閣府令は2025年1月31日付で公布・施行されており、本改正に伴う開示ガイドラインも同日より適用されています。改正後の規定は、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書及び有価証券届出書から適用されますので、2025年3月期の有価証券報告書から改正後の規定に基づく開示が必要となる点にご留意ください。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説（2025年2月4日）](#)

【改正案】

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の改正について

2025年1月6日、金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示第69号）の一部を改正する件」の改正案を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。

本改正案では、国際会計基準審議会が2024年12月31日までに公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準とすることが提案されており、公布の日から適用される予定です。

コメントの募集は2025年2月4日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説（2025年1月9日）](#)

4. 法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

5. 国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

6. 米国財務会計基準審議会 (FASB)

【公開草案 (会計基準更新書案 (ASU案))】

ASU案「ASCの改善 (Codification Improvements)」

FASBは、2025年1月に、実務に重要な影響がないと見込まれる範囲の限定的な改善を会計基準編纂書 (ASC) に行う継続的なプロジェクトの一環として、幅広いトピックの改訂 (明確化、間違いの修正又は軽微な改善) を提案するASU案を公表しました。本ASU案では、特に継続事業から損失が生じている状況ではその希薄化効果が明確でなかった株式又は現金による決済が可能で資産又は負債として認識された契約 (例：売建コールオプション) に関する希薄化後1株当たり利益の計算について明確化を行うトピック260「1株当たり利益」の改訂、トピック606「顧客との契約に戻づく収益」に基づいて企業が財・サービスを顧客に移転する前に認識される対価を受け取る無条件の権利 (債権) の譲渡は金融資産の譲渡であることを明確化するトピック860-10「譲渡及びサービシングー全般」の改訂を含む34の提案が行われています。

上記のトピック260の改訂については、表示されるそれぞれの報告期間について遡及適用することが提案されています。本ASU案に基づくその他の改訂は、以下のいずれかの方法により適用することが提案されています。

- 適用開始日以降の取引から将来に向けて適用
- 表示されるもっとも早い比較期間の期首まで遡及適用

※ 累積的影響額を表示される最も早い比較期間の期首の利益剰余金（もしくは他の適切な資本・純資産の項目）を通じて調整

コメントの募集期限は、2025年4月22日です。

■ 関連資料紹介

- 必見！IFRS 18実践ポイント 第1回 純損益計算書の構成
- 必見！IFRS 18実践ポイント 第2回 特定の主要な事業活動の評価方法
- IFRS会計基準年次財務諸表ガイドー開示例（2024年9月版）
- IFRS会計基準年次財務諸表ガイドー開示チェックリスト（2024年9月版）
- 今知っておきたい「新リース会計基準」
- 徹底解説 税効果会計の実務〈第3版〉
- SSBJの審議動向

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ 会計・開示コンテンツアーカイブのご紹介

会計・開示コンテンツをトピック別、業種別で絞込み、一覧表示することができます。

kpmg.com/jp/search-tool



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

この度、KPMGジャパンは、KPMGジャパンのセミナーや、動画コンテンツを会員限定で提供するウェブサイト「KPMG Japan Insight Plus」を開設いたしました。

KPMGジャパンのナレッジを、ビジネストピック別にご紹介しているほか、会員登録の際にご興味のあるトピックを選択いただくと、その内容が定期的にメールにて配信されるサービスもご提供しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

■ **あずさ監査法人トップページ**([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))